

建築工事設計業務特記仕様書

休日夜間急病診療所新築工事設計業務

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

※本特記仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書（任意書式）に内容を簡潔に記入し、入札日初日の3日前（土・日・祝日除く）までに次のとおり提出すること。

※プロポーザル方式の場合は募集要領による。

【提出先】

尼崎市東七松町1丁目23番1号 中館9階

資産統括局技術監理部建築課長

電子メール：ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp

建築工事設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 休日夜間急病診療所新築工事設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 休日夜間急病診療所
- (2) 敷地の場所 尼崎市西難波町6丁目1-2
- (3) 施設用途 診療所

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「」印が付いたものを適用する。また、表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 全体 約 4500 m² 診療所建設予定地 約 1800 m²
- (b) 用途地域及び地区の指定
 - 用途地域：第2種住居地域
 - 防火地域：防火地域 準防火地域 法22条地域 指定なし
 - 高度地区：第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区
第4種高度地区 第5種高度地区 指定なし
 - その他：

(2) 施設の条件

【診療所】

- (a) 延べ面積 約 1000 m²
- (b) 主要構造 基本設計にて決定
- (c) 耐震安全性の分類
 - ① 構造体 I類
 - ② 建築非構造部材 A類
 - ③ 建築設備 甲類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による（以下同じ。）。

- (d) 建築物の類型 第十号 第1類

建築物の類型は、平成31年 国土交通省告示第98号別添二による（以下同じ。）。

【その他付帯工事】

駐車場改修工事

既存杭撤去工事

外構工事（駐輪場含む）

(3) 建設の条件

(a) 予定工事費 未定

(b) 建設工期 14ヶ月（予定）

(4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

企画書

基本設計書

その他資料

(5) 履行期間

契約締結の日から令和5年9月30日までとする。

(6) 工事監理委託予定

予定あり（在駐） 予定なし

但し、当市の諸事情により変更となる可能性があります。

II 業務仕様

業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、内容及び範囲は次のとおりとする。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

(a) 基本設計に関する標準業務

建築（総合）

建築（構造）

電気設備（昇降機等を含む）

機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(b) 実施設計に関する標準業務（但し、設計意図の伝達業務を除く）

建築（総合）

建築（構造）

電気設備（昇降機等を含む）

機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成)
- 電気設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成)
- 機械設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成
見積収集、見積検討資料の作成)
- 透視図作成
[種類(カラー) 判の大きさ(A3) カット枚数(4) 額の有無(有)
材質(アルミ) 電子データ(有)]
- 模型製作
[縮尺() 主要材料() ケースの有無() 材質()]
- 模型の写真撮影
[カット枚数() 判の大きさ() 白黒・カラーの別()
電子データ()]
- 計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・
条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関
との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)
等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。)
- 各種法令・条例(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・条例を除
く。)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議
(手数料の納付は含まない。)
- 尼崎市都市美アドバイザー会議への出席及びデザイン協議に必要な図書の作成
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続(標識看板の
作成、設置報告書等の届出)(手数料の納付は含まない。)
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納
付は含まない。)
- 概略工事工程表の作成
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設
計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な
検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成及びコンバートツールによるエ
ネルギー消費性能の算定
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建
築物省エネ法」という。)第13条第2項に規定する手続(手数料の納付を含まない。)
- 建築物省エネ法第20条第2項の通知に関する手続
- 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE: 評価Aランク以上)による評価書の
作成
- 住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)
- BELS認証に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納付は含まない。)

- 再生資源利用計画書の作成
- 再生資源利用促進計画書の作成
- 設計住宅性能評価の資料作成及び申請手続き
- 現況測量調査（測量事務所による平面測量と高低測量共）
- 土質調査（別添：土質調査仕様書による）
- テレビ電波障害の調査（6ポイント）と障害予想区域図の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 設計図書の作成は、尼崎市設計図書作成基準に基づき行う。
- (b) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- (c) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 積算業務は、市の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (e) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省力化及び工事日数短縮）に配慮する。
- (f) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (g) 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

(2) 適用基準等

本業務に市及び国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、原則、年度を記載しているもの以外は最新版を適用する。（市が履行期間中に適用年度を改定した場合は、その指示による。）

(a) 共通

- 尼崎市設計図書作成基準 ※貸与
- 尼崎市公共施設等総合管理計画
- 第1次尼崎市公共施設再編計画
- 第1次尼崎市公共施設保全計画
- 尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針
- 尼崎市建築工事積算基準 ※貸与
- 尼崎市耐震診断要領 ※貸与
- 尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書 ※貸与
- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針
- 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- 官庁施設の環境保全性能基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準及び同解説
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和2年版)
- 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン
- BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
-

(b) 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成31年版)
- 建築工事監理指針 (令和元年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成31年版)
- 建築改修工事監理指針 (令和元年版)
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準

構内舗装・排水設計基準の資料

(c) 建築積算

公共建築数量積算基準

建築数量積算基準・同解説

公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

建築工事内訳標準書式・同解説

公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

(d) 設備

建築設備計画基準

建築設備設計基準

建築設備工事設計図書作成基準

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 31 年版）

電気設備工事監理指針（令和元年版）

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成 31 年版）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 31 年版）

機械設備工事監理指針（令和元年版）

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成 31 年版）

雨水利用・排水再利用設備計画基準

建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）

建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）

空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント
ガイドライン

(e) 設備積算

公共建築設備数量積算基準

公共建築設備数量積算基準・同解説

公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説

公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編・機械設
備工事編）

(3) 提出書類

<input checked="" type="checkbox"/> 工事設計業務着手届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 設計担当者届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 管理技術者経歴書	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 各主任担当技術者経歴書	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 協力事務所届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 設計工程表	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託完了報告書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 納品書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 請求書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 業務実績情報の登録	

不要

要：受託者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、市の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、市の確認を受けた書面を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領書の写しを市に提出する。

(4) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

入札説明書による。

募集要領による。

(5) 貸与品等

貸与品等
<input checked="" type="checkbox"/> 適用基準等のうち、貸与するもの
<input type="checkbox"/> 既存建築物設計図書一式
<input checked="" type="checkbox"/> 既存工作物設計図書一式
<input type="checkbox"/> 既存敷地調査資料（柱状図）
<input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書
<input type="checkbox"/> 類似設計図書
<input type="checkbox"/> 類似設計 CAD データ
<input type="checkbox"/> 参考設計図書
<input type="checkbox"/> 参考設計 CAD データ

※貸与品は、業務委託終了後すみやかに市へ返却すること。

(6) 打合せ及び記録

(a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市に提出する。

① 業務着手時

② 市又は管理技術者が必要と認めた時

③ その他（ ）

(7) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、市は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
 - 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - ① 市の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、市が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、II 2. (5)により市に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲

基本設計の履行期限（令和5年1月31日まで）

配置計画等（駐車場プランニング含む）の履行期限（令和4年9月30日まで）

※近隣住民への事業計画説明会に必要な事項を整理、確定させ、提出すること。

- (b) 成果物の取扱いについて

成果物を提出するとき、受託者は責任ある審査を行い、市の承諾を得た上で成果物を提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。（添付の設計著作権の特約条項参照）

- (c) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

- 1) 写真を公表すること。
- 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(d) 設計の進め方について

- ① 初回及び中間の重要な設計打合せには、管理技術者、各主任担当技術者、担当技術者が同席すること。
- ② 管理技術者は、工事設計業務の進行過程において、建築設計と設備設計の調整・検討を行い、市に報告すること。
- ③ 工事設計業務の進行過程において、適宜経過を市に報告し、確認を受けること。
- ④ 工事設計業務に関する打合せ記録は、全て受託者が記録し、適宜写しを市に提出し、確認を受けること。
- ⑤ 設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと。

(e) その他

その他不明な事項は、市との協議により定める。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(a) 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工程表 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5) 部		A 3 判
(b) 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5) 部		A 3 判
(c) 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5) 部		A 3 判
(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5) 部		A 3 判

(e) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/>	各 1 部	(5)部		
(f) 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果	各一式	(5)部		

(注)：構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合基本設計の成果物の中にも含めることができる。

- ：各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- ：成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 4 判製本各（1）部とし、設計原図はケース収納とする。
- ：新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

(2) 実施設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1判以外は特記)
<p>(a) 建築（総合）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>総合設計図</p> <p>建築物概要書</p> <p>特記仕様書</p> <p>仕上表</p> <p>面積表及び求積図</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>平面図（各階）</p> <p>断面図</p> <p>立面図（各面）</p> <p>矩計図</p> <p>展開図</p> <p>天井伏図（各階）</p> <p>平面詳細図</p> <p>部分詳細図（断面含む）</p> <p>建具表</p> <p>外構図</p> <p>仮設計画図</p> <p><input type="checkbox"/>非構造部材計算書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>工事費概算書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>計画通知図書（各種届出書一式）</p> <p><input type="checkbox"/>中高層建築物の届出書</p> <p><input type="checkbox"/></p>	各 1 部	()部		<p><input checked="" type="checkbox"/>CD-Rによる提出</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>最終版をPDFにて納品のこと</p>

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(b) 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造）設計図 特記仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	（ ）部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(c) 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 エレベーター設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備設計計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 非常照明の計算書及び照度分布図 <input type="checkbox"/>	各 1 部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 ごみ処理設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(e) 建築積算 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書の うち建築工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェックマニユ アル・チェックリスト、チェ ックシート（建築工事編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー）	各 1 部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

<input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>				
(f) 電気設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量算出書のうち電気設備工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート（電気設備工事編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー） <input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>	各1部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(g) 機械設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量算出書のうち機械設備工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート（機械設備工事編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー） <input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>	各1部			<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(h) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/> 模型の写真 <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能確保計画 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー関係計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工事工程表	各1部	()部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出 <input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

<input type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) による評価書 <input checked="" type="checkbox"/> BELS 評価書 <input checked="" type="checkbox"/> 社内審査報告書 受託者の様式による。 (設計中間時に 1~2 回審査し、設計完了時に最終の審査を行う) <input checked="" type="checkbox"/> 現地調査写真 撮影年月日、撮影場所を明記 <input checked="" type="checkbox"/> CAD データ JWW データにて提出すること。(非圧縮) ※誤変換のないことをチェックしたものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ電波障害 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ電波障害予想図 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ画質判定写真および 評価一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ障害対策設計図書 (一般設計に準ずる) <input checked="" type="checkbox"/> 共架柱 (自営柱、関電柱、 電々柱) の現況写真 <input checked="" type="checkbox"/> 各調査報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 現況測量調査 報告書一式 <input checked="" type="checkbox"/> 土質調査 報告書一式 <input type="checkbox"/>				
(i) 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算データ <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input type="checkbox"/>	各一式	()部		

(注) : 構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム R I B C 2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所) 「内訳書作成システム」による。

: 各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。

: 成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 4 判製本各 (1) 部とする。

: BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案)」による。

: 電子媒体 (CD-R) の提出部数は (1) 部とする。

- : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- : 概略工事工程表の作成に当たっては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月）を参照し、適正な工期を設定する。

設計著作権に関する特約条項

(著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下、「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。

二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。

二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

令和4年4月
尼崎市公募プロポーザル
企 画 書

業務名称	休日夜間急病診療所新築工事設計業務
------	-------------------

担当課	資産統括局 技術監理部 建築課
-----	-----------------

目 次

1 プロジェクトの概要

2 プロジェクトの視点

3 敷地の状況

4 付近見取図

5 敷地状況図

6 敷地周辺現況写真

別紙1 施設内容・必要諸室

1 プロジェクトの概要

項 目	内 容		
予定敷地	尼崎市西難波町6丁目1-2		
用途地域	第2種住居地域	防火地域	準防火地域
高度地区	第3種高度地区	その他地域・地区	
敷地面積	全体 約4500㎡ 診療所建設予定地 約1800㎡（未定）	容積率	建ぺい率
		200	60
構造規模	基本設計にて決定	延べ面積	約1000 m ²
施設内容・必要諸室	<p>○診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診察室 内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、感染症 ・患者利用施設 玄関トリアージスペース、待合スペース、患者用トイレ（男、女、多目的）、授乳室、検査室、聴力検査室、点滴室、救急処置室、吸入処置室、観察回復室 ・職員利用施設 事務室、ナースステーション、職員用トイレ（男、女）、電話相談室、服薬指導カウンター、医師控室、仮眠室、シャワー室、看護師更衣室（男、女） ・バックヤード 薬品保管庫、カルテ保管庫、倉庫、廃棄物置場、警備員清掃員控室、機械室 ・共用部 玄関庇、廊下、PS、感染症対策（廊下、待合室、トイレ） <p>○屋外施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場 ・救急車駐車スペース <p>※詳細は別紙1参照</p>		
設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間急病診療所新築工事に係る基本設計及び実施設計業務 ・上記に伴う電気、機械設備工事の基本設計及び実施設計業務 ・上記に伴う積算、透視図作成、各種申請書作成業務 ・BELS評価に関する資料の作成及び申請に関する手続き ・既存杭撤去設計業務 ・駐車場改修設計業務 <p>※詳細は建築工事設計業務特記仕様書を参照</p>		
設計期間	約15ヶ月	基本設計	契約締結の日～令和5年1月（予定）
		実施設計	令和5年2月～令和5年9月（予定）
委託上限額	26,679,000円（税抜）	工事期間	14ヶ月（予定）
地域の特徴 周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地は市役所南側に位置し、本市の中心部である中央地区に分類される。 ・市役所と近接しているため、有事の際には本庁舎との連携が図りやすく、迅速に災害対応する事が可能である。 ・関西ろうさい病院と兵庫県立尼崎総合医療センターの間に位置するため、搬送等の連携が取り易く、医療計画にも配慮された立地となっている。 ・敷地東側道路に水道本管、敷地北側道路に下水道本管及び低圧、中圧ガス管が埋設されている。 ・敷地東側に小学校、南側に住宅地が隣接しているため、安全やプライバシー等について配慮する必要がある。 		

2 プロジェクトの視点

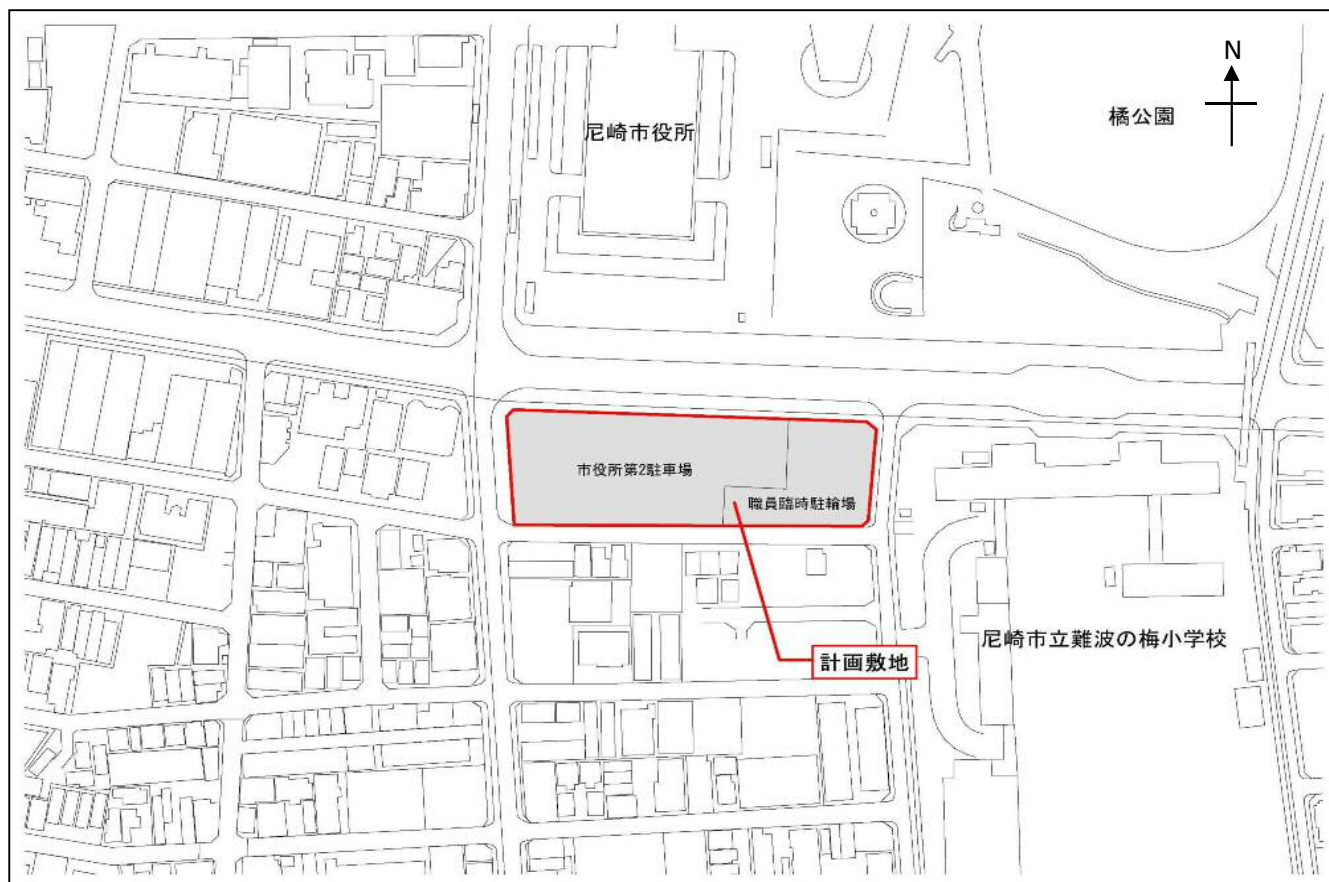
項目	内 容
事業のコンセプト	<p>現状の尼崎市休日夜間急病診療所は、老朽化や狭隘化に加え、感染対策が十分でないなどの課題を抱えた施設であり、そうした課題を解消するため、次の視点に基づいて、新たに整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [災害対策の強化] 市内唯一の休日夜間における一次救急医療機関であるため、発災時にも市内の医療体制を維持する為の拠点となるよう、様々な状況に対応できる施設とする。 ・ [感染症対策の充実] 感染症罹患の疑いのある患者の動線を分離し、感染症流行時でも一次救急患者の受け入れが可能となる施設とする。 ・ [施設環境の改善] 諸室の配置計画において、患者及び医療関係者の動線計画に配慮した施設とする。
提案にあたって留意する事項	<p style="text-align: center;">建築計画 上留意する 事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ZEB <ul style="list-style-type: none"> ・ ZEB Readyの認証取得に向けた実現可能性の高い省エネルギー対策による環境負荷の低減と、ライフサイクルコスト縮減（イニシャル及びランニング共）に係る具体的な手法などについて、施設の特性を踏まえ総合的に考えること。 2 プランニング <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症疑いの患者の動線は一般患者及び職員と分けること。 ・ 職員が諸室へのアクセスを効率よく行う事ができるよう、プランニングを行うこと。 ・ 小学校が近接しているため、車両出入口の配置に留意すること。 ・ 隣地の市役所第2駐車場の改修は、診療所へのアクセスを考慮したうえで、駐車台数75台+障がい者用2台を確保できるプランニングを行うこと。 3 環境配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住宅等に対する住環境の保全を考慮すること。 4 維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理や修繕が容易にできるよう、設備等も含め総合的に考えること。 ・ 将来的なレイアウト変更が可能な計画を検討すること。
提案にあたって留意する事項	<p style="text-align: center;">デザイン・景観 上留意する 事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外観は、安心と安全をイメージできる、清潔感のあるデザインとすること。 ・ 一目で診療所と分かるよう、市民から認識しやすいデザインとすること。 2 内観 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内装は、清潔感を確保しつつ、木材を利用する等温もりを感じることでできる仕様とすること。 ・ 小児科を開設している事から、子どもに安心感を与え、視覚的に親しみやすいデザインとすること。
その他留意する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧建物の杭が存置されているので、撤去する必要があることに留意すること。 ・ 災害時等にも診療機能を維持するため、災害時対応について検討すると共に、近接地の市役所第2駐車場を活用した緊急医療対応を行う可能性を考慮すること。 (テントを設置し、施設の拡張を行う等) ・ 市役所第2駐車場の改修設計において、必要駐車台数を確保しつつ、最小限の改修で費用を抑える方法を検討すること。 ・ 将来的にPPAモデルを活用して太陽光発電や蓄電池等の整備を予定していることから、その導入可能性についても併せて検討すること。 ・ 救急車の車両動線や救急患者の移動経路に配慮すること。 ・ 現在施設運営者である尼崎医師会との調整が必要である。

3 敷地の状況

項 目	内 容	備 考																										
敷地	都市計画等の中の位置づけ	都市機能誘導区域、JR沿線区域	現在第2駐車場と診療所建設予定地は同一敷地であるが、分筆予定である。																									
	接道状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">東</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">西</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">南</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">北</td> </tr> <tr> <td>道路巾員</td> <td style="text-align: center;">8m</td> <td></td> <td style="text-align: center;">6m</td> <td style="text-align: center;">18m</td> </tr> <tr> <td>公道・私道の種別</td> <td style="text-align: center;">42条1項1号</td> <td></td> <td style="text-align: center;">42条1項1号</td> <td style="text-align: center;">42条1項1号</td> </tr> <tr> <td>敷地との高低差</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路の機能 (接道機能など)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			東	西	南	北	道路巾員	8m		6m	18m	公道・私道の種別	42条1項1号		42条1項1号	42条1項1号	敷地との高低差					道路の機能 (接道機能など)				
		東		西	南	北																						
	道路巾員	8m			6m	18m																						
	公道・私道の種別	42条1項1号			42条1項1号	42条1項1号																						
敷地との高低差																												
道路の機能 (接道機能など)																												
境界石標	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 (4箇所)																											
障害物																												
地上	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (家屋 (立木 (基礎 (井戸 (その他 (本) 旧図))))))																											
地中 (埋設管等)	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 (旧建築物の地中構造体 <input type="radio"/> 電力線路・通信線路・給水管・排水管・ガス管・消火管)																											
上空 (高圧電線等)	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (・電力線路・通信線路)																											
隣接建物、工作物	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 (駐車場)																											
	・規模 () m ² くらい ・地業 (杭 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有)																											
敷地の前歴、盛土等	<input type="checkbox"/> 池 <input type="checkbox"/> 沼 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 盛土 ・盛土の経過年数 () 年 <input checked="" type="checkbox"/> 施設 ・前施設の名称 (市営西難波住宅)																											
土質調査資料	・当敷地 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ・周辺 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有																											
構内既存建物資料	(建築基準法計画通知用) ・ <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (棟、 m ²) ・ 建築面積 m ² 延べ面積 m ² ・ 配置図 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有																											
都市計画	斜線制限 (道路、隣地)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">・ 東側 : (道路斜線)</td> <td style="width: 10%;">道路幅員</td> <td style="width: 10%;">東 :</td> <td style="width: 10%;">8.0 m</td> <td rowspan="4" style="width: 10%; vertical-align: top;">※敷地分割後</td> </tr> <tr> <td>・ 西側 : (隣地斜線)</td> <td></td> <td>西 :</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>・ 南側 : (道路斜線)</td> <td></td> <td>南 :</td> <td>6.0 m</td> </tr> <tr> <td>・ 北側 : (道路斜線)</td> <td></td> <td>北 :</td> <td>18.0 m</td> </tr> </table>	・ 東側 : (道路斜線)	道路幅員	東 :	8.0 m	※敷地分割後	・ 西側 : (隣地斜線)		西 :	m	・ 南側 : (道路斜線)		南 :	6.0 m	・ 北側 : (道路斜線)		北 :	18.0 m									
	・ 東側 : (道路斜線)	道路幅員	東 :	8.0 m	※敷地分割後																							
	・ 西側 : (隣地斜線)		西 :	m																								
	・ 南側 : (道路斜線)		南 :	6.0 m																								
	・ 北側 : (道路斜線)		北 :	18.0 m																								
高さ制限	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 () m																											
壁面後退	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 () m																											
日影制限	・ 敷地境界から10m超 (2.5) 時間 ・ 敷地境界から5m超10m以内 (4) 時間																											
建築・設備に関する条例	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 開発行為</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 消防設備の付加</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 日照</td> <td><input type="checkbox"/> 電波障害対策</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例、県条例</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 都市景観</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 駐車場</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 消防設備の付加	<input type="checkbox"/> 日照	<input type="checkbox"/> 電波障害対策	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例、県条例	<input checked="" type="checkbox"/> 都市景観	<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物	<input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例	<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 消防設備の付加																											
<input type="checkbox"/> 日照	<input type="checkbox"/> 電波障害対策																											
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例、県条例	<input checked="" type="checkbox"/> 都市景観																											
<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物																											
<input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動	<input type="checkbox"/>																											
<input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり	<input type="checkbox"/>																											
<input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例	<input type="checkbox"/>																											

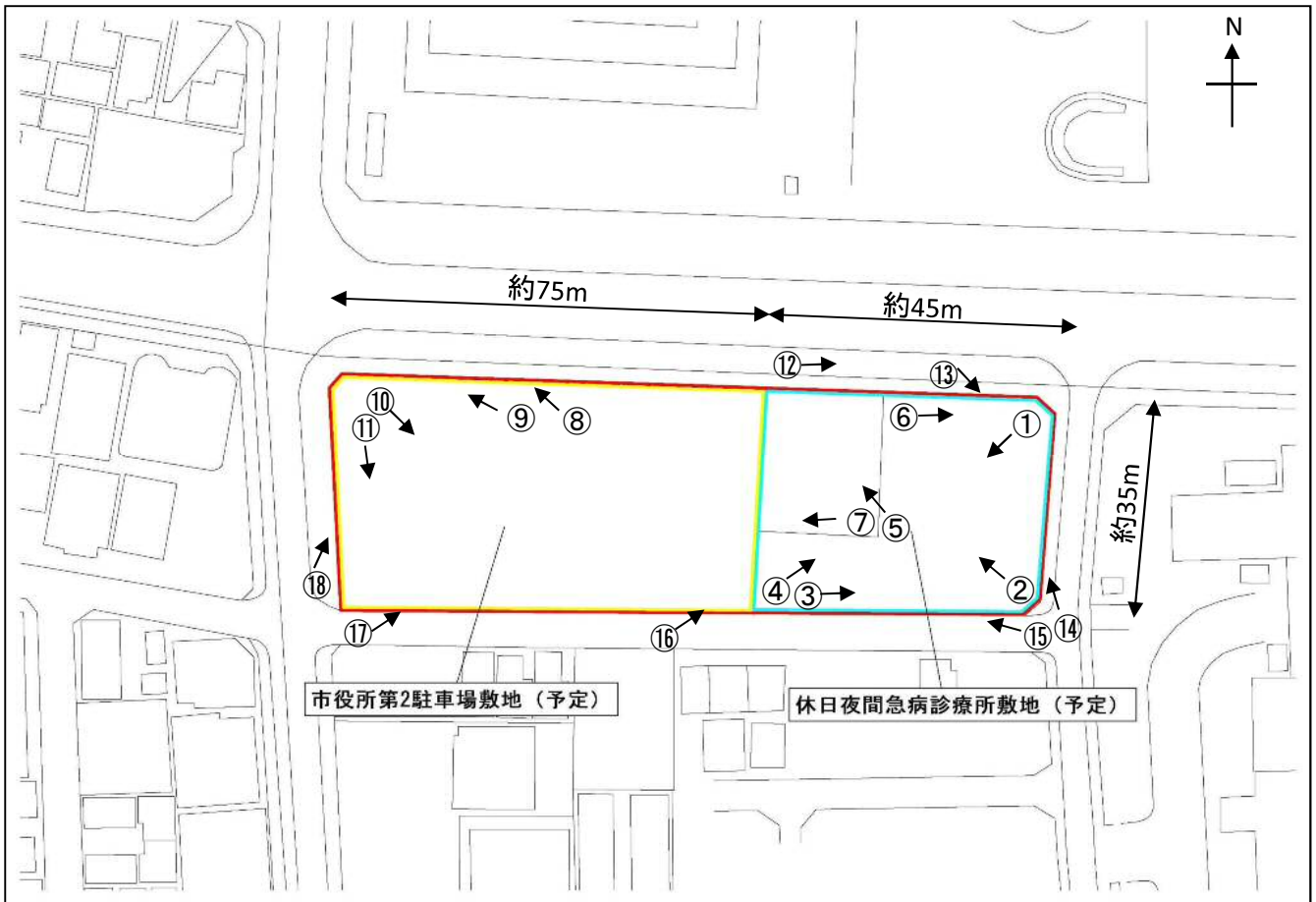
4 付近見取り図

■計画地 付近見取り図



5 敷地現況図

■計画敷地状況図



- ・上図に記載の番号及び矢印は、現況写真の位置及び向きを示す。
- ・第2駐車場と診療所の敷地境界は、駐車場改修計画及び診療所配置計画を検討し、決定する。

6 敷地周辺現況写真(1)

①



②



③



④



⑤



⑥



6 敷地周辺現況写真(2)

⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



6 敷地周辺現況写真(3)

⑬



⑭



⑮



⑯



⑰



⑱



施設内容・必要諸室

〈施設内容〉

①庁舎

休日夜間急病診療所は、市内唯一の一次救急医療機関の役割を担っている。一次（軽症）患者を本診療所に対応し、二次（重症）、三次（重篤）患者は尼崎総合医療センター等に対応するといった医療体制を維持する為の重要な施設である。また、当該敷地は旧建物の杭基礎が存置されている為、撤去したうえで整備を行う。

- ・延べ面積：1000㎡程度
- ・必要諸室：下記一覧表に記載

②駐輪場

自転車での来院者の駐輪スペースとして、駐輪場を設ける。

延べ面積：20㎡程度

③救急車駐車スペース

診療所敷地内に、救急車1台が駐車できる駐車スペースを確保する。

④その他

- ・北側道路から救急車や一般患者の乗り入れができる用、車路を整備する。
- ・一般外来者及び医療従事者用駐車場は、診療所敷地西側の市役所第2駐車場を利用する。
敷地面積：診療所敷地との調整を図り、費用や駐車台数等を考慮し決定する。
駐車台数：一般車両75台以上、障がい者用2台
改修内容：駐車台数確保の為の区画線引直し、照明等の移設、ゲートの移設、道路及び歩道の改修、その他必要な改修

〈必要諸室等一覧（案）〉

部門	室名	室数	面積(㎡)	諸室条件
診察室	内科・小児科	3	36	机、椅子2脚、ベッドを設置予定。
	耳鼻咽喉科	2	36	机、椅子1脚、診療チェア、診療ユニットを設置予定。滅菌スペースとしてシンクを設ける。
	眼科	2	36	机、椅子2脚、診察ユニットを設置予定。滅菌スペースとしてシンクを設ける。
	感染症	2	24	机、椅子2脚、ベッドを設置予定。使用しない間、繁忙期は内科・小児科診察室として利用する。
患者利用施設	正面玄関(風除室・トリアージスペース)	1	15	看護師が患者の振り分けを行う。
	待合スペース	1	194	最大待ち人数を160人程度とし、キッズコーナー(ベビーベッド、子供向け本棚)を設置する。
	患者用トイレ(男女・多目的)	3	26	男子トイレ(小便器3個、大便器2個)、女子トイレ(大便器4個)、多目的トイレ(オストメイト対応)
	授乳室	1	6	カーテン仕切付ベビーベッドを2つ設け、おむつ替えスペースも併設する。
	検査室	1	16	心電図、血液、尿による検査を行う。備品は検査機材、検査用ベッド、椅子、機材配置用棚を設置予定。
	聴力検査室	1	6	
	点滴室	1	44	カーテン仕切スペースを8箇所設ける。1スペースにベッド1台、椅子1脚を設置予定。
	救急処置室	1	16	机、椅子2脚、ベッドを設置予定。ストレッチャーを動かすスペースが必要。
	吸入処置室	1	4	吸入器、吸入器置台、椅子を設置予定。
	観察・回復室	1	8	椅子2脚、ベッドを設置予定。容体の観察が必要な為、医師の近くに配置する。
職員利用施設	事務室(受付・会計)	1	33	机5個、椅子5脚、書庫5台を設置予定。
	ナースステーション(事務職員控室)	1	16	事務室及び電話相談室と隣接させる。
	職員用トイレ(男女)	2	12	男子トイレ(小便器1個、大便器1個)、女子トイレ(大便器2個)
	電話相談室	1	8	電話、PC、複合機、机、椅子、書棚を設置予定。
	服薬指導カウンター	1	13	事務室と隣接させる。同時に3人の服薬指導が行えるよう、カウンターに間仕切を設置する。薬棚、机、椅子、書棚、分包機、手洗い場、浄水環境を設置予定。
	医師控室(所長室兼用)	1	24	ソファ、テーブル、テレビ、テレビキャビネット、書棚、ロッカー、冷蔵庫、ウォーターサーバー、保管庫、電子レンジを設置予定。トイレ、シャワーと隣接させる。
	仮眠室	3	18	ベッドは2m×1mを設置予定。
	シャワー室	1	6	シャワーユニットと脱衣室を設ける。
	看護師更衣室・休憩室(女性更衣室)	1	15	ロッカーを25台設置予定。
	臨時職員更衣室・休憩室(男性更衣室)	1	9	ロッカーを15台設置予定。
バックヤード	薬品保管庫	1	9	施錠及び温度管理が必要。
	カルテ保管庫	1	12	施錠が必要。
	倉庫・リネン	1	15	受診申込書、印刷用紙、服薬啓発資材、リネンを収納予定。
	廃棄物置き場(使用済みリネン置き兼用)	1	8	ラック10台を設置予定。施錠が必要。外部から廃棄物等の回収を行いやすい位置に配置する。
	警備室・清掃員控室	1	16	駐車場整理も行う為、駐車場出入口付近に配置する。
	機械室	1	32	
共用部	廊下・PS等	-	191	
	感染症対策	-	36	一般診療とは別の経路で感染症の診察室へ向かうための風除室、待合室、通路、トイレ(男女、多目的)を設ける。使用しない間、繁忙期は内科・小児科診察室として利用する。
	車寄せ庇	-	60	
合計			1000	

令和 4 年 度

土 質 調 査 業 務 委 託 仕 様 書

資産統括局 技術監理部 建築課

土質調査業務特記仕様書

1 概要

工事名 休日夜間急病診療所新築工事設計業務委託
工事場所 尼崎市西難波町6丁目1-2
計画建物 構造 基本設計にて決定

2 調査期間 設計業務委託期間内に別途指示する期間

3 調査項目

ボーリング 20m × 2箇所 (試験一覧参照)
 m × 箇所 (試験一覧参照)

乱さない試料採取 1箇所

標準貫入試験 75cmごと

室内土質試験 物理試験 試験一覧参照
 力学試験 試験一覧参照

原位置試験 孔内載荷試験 1箇所
 現場透水試験 1箇所

※ボーリング深度及び試料採取にあたっては、土質の状況を適切に判断し、計画建物設計に必要なものを実施すること。

4 実施要領

- 1) ボーリングは、No.1より実施し、予定深度まで進んだ時点で、係員に連絡すること。
参考ボーリング図と著しく異なる場合は、係員の指示に従うこと。
- 2) ボーリング孔は、調査終了後に閉鎖し、その後の工事に支障なき様処理し、転落の危険を防止すること。

5 報告書

報告書には、一般的事項の他、地盤の圧密状況・沈下の可能性・液状化・杭のネガティブフリクション、水平抵抗について記述する。

6 その他

調査位置の地盤高さは、最寄の水準点より測定のこと。
調査に先立ち施工計画書を作成し、係員の承諾を得ること。

土質調査業務仕様書

1 章 一 般 事 項

1. 1 適用範囲	特記事項以外は、本仕様書による。
1. 2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。
1. 3 現場代理人	調査の性質上、現場代理人は現場管理者（地質調査業者登録規定でいう。）とする。
1. 4 疑義に対する処置	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員の指示を受ける。
1. 5 官公署その他への 手続き	調査に必要な官公署への手続きは、速やかに行う。
1. 6 調査のための設備	給水、排水、ガス、電気等の調査のための設備については、受託者の負担とする。
1. 7 調査の実施	a 調査地点、調査内容及び調査数量は特記によるものとし、調査の順序、方法、ベンチマークについては、監督員の指示による。 b 設計深度到達前に目的を達したとき、当該深度に達しても調査目的を達しえない時、予想外の障害で調査の続行が不可能な時は監督員に報告し、指示を受ける。 c 現場の状況並びに業務の執行状況により、やむを得ず当該調査内容の変更をするときは、監督員の指示を受ける。
1. 8 立会い	監督員の立会いは、つぎの場合に行う。 a 調査の着手、完了及び調査中 b 設計図書に定められた場合 c 監督員が特に指示した場合
1. 9 中間報告	各段階の調査、試験が終了した場合は、結果を整理し、速やかに報告する。
1. 10 検査	監督員の検査は、つぎの場合に行う。 a 設計図書に定められた場合 b 監督員の指示した工程に達した場合

1. 1. 1
調査地点の表示

調査地点には、頭部に黄色のペイントを塗布し、調査番号を記した角杭を設置する。

1. 1. 2
跡片付け

現場作業終了後は、監督員の指示により、ボーリング孔の埋め戻し、清掃等の跡片付けを行う。

1. 1. 3
提出書類

受託者の提出書類は、つぎのとおりとする。ただし、建築設計提出書類と重複及び同書類に記入可能なものは、省略することができる。

a 着手時

- ・ 工程表 2 部
- ・ 主任技術者届（経歴書共） 2 部
- ・ 現場管理者届（経歴書共） 2 部

b 完了時

- ・ 報告書（本仕様書 7章による。） 2 部

2 章 ボーリング

2. 1
位置、深度

特記による。

2. 2
工法

ロータリー式ボーリングを原則とする。

2. 3
孔径

孔径は、2. 3. 1表による。

2. 3. 1表

種 別	孔 径
標準貫入試験のみを行う場合	66mm以上
ソノールサンプラーによる資料採取を行う場合	86mm以上
デニソソ型サンプラーによる資料採取を行う場合	116mm以上

2. 4
掘削

- a 崩壊性地質には、ケーシング又はベントナイト液（以下「泥水」という。）を使用し、孔壁の崩壊を防止する。
- b 地下水位より上の地盤は、原則として空掘りとする。
- c 岩盤ボーリングは、ダブルコアチューブを用い、できるだけ完全なコアを採取する。
- d 掘進が所定の深度に到達したときは、監督員に報告し、指示及び検尺をうける。

2. 5
その他

現場透水試験、間隙水圧測定、地下水調査のためのボーリングに泥水を使用した場合は、清水循環等の方法により孔内泥水を完全に除去する。

3 章 サ ウ ン デ ィ ン グ

3. 1 標準貫入試験

- a 試験方法は、J I S A 1 2 1 9（土の標準貫入試験方法）による。
- b 試験用具
- ・試験用具は、監督員の承認を得たものを使用する。
 - ・ハンマーの自由落下には、原則としてトンビを用いる。
- c 試験の実施
- ・スライムは、泥水循環の方法により除去する。
 - ・標準貫入試験は、深度75 cmピッチで所定の深度まで行う。
 - ・試験は、15 cmの予備打ち、30 cmの本打ち、約5 cmの後打ちの順に行う。ただし、後打ちは、場合によっては省略してもよい。
 - ・N値の測定は、60回を上限とする。
 - ・岩盤等で標準貫入試験による資料採取が、不能な場合は、2.4 cにより孔径66 mm以上のコアボーリングで資料採取を行う。
- d 資料採取、整理
- ・標準貫入試験により採取した試料は、土質が異なるごとに、水密性の容器（透明プラスチック製）に入れ標本として整理する。
 - ・試料容器には、ボーリング番号、採取深度、N値、土質を記入した付箋を貼付ける。
 - ・試料は、標本箱に収納して提出する。標本箱には、工事名、業者名、ボーリング番号、採取深度の範囲等を記入する。

3. 2 オランダ式二重管 コーン貫入試験 (ダッチコーン)

- a 試験方法は、J I S A 1 2 2 0（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）による。
- b 試験は、深度25 cmピッチで所定の深度まで実施する。

3. 3 スウェーデン式 サウンディング

- a サウンディング用具は、スウェーデン式サウンディング試験機とする。
- b 試験は、ロッドを調査地点に垂直に立て、荷重段階を5、15、25、50、75、100 kgとして、それぞれに应ずる貫入量を測定する。
- ある荷重段階でロッドの貫入速さが急激に増大した場合は、そのまま貫入させ貫入状況の観察記録をとる。
- c 荷重段階100 kgでロッドの貫入が止まった場合は、その貫入量を記録した後、ハンドルを回転し次の目盛線まで貫入させるのにする半回転数を記録する。以後目盛線（25 cm）ごとの半回転数を記録する。
- d 回転数の測定値は、貫入量1 m当たりの半回転数NSWに換算しこれと測定深さの関係及び荷重と貫入深さの関係の両者を

地表から連続的に図示する。

- e 一地点の測定は、連続して行い、各地点の測定終了ごとにスクリーポイントの異常がないことを確認する。

4 章 サンプルリング

4. 1 一般事項

- a 不攪乱試料の採取に使用するサンプラーの種類、サンプルの採取深度は、特記による。特記なき場合のサンプラーの種類はデニソン型とする。
- b 標準貫入試験後引き続いて、不攪乱試料の採取を行う場合は、打撃による攪乱の範囲を避けた位置で採取する。
- c 地下水位以上の土のサンプリングは、無水状態で行う。地下水位以下の土のサンプリングは、ボーリング孔内の水位を地下水位以上に保つ。
- d スライムは、泥水循環及びベイラーにより除去する。ベイラーの使用は、その上下運動で孔底の採取試料を乱さないよう注意する。
- e 試料採取後は、速やかにサンプラーの両端をパラフィンにて完全に密封し、キャップをかぶせ衝撃、振動を与えないように十分に注意して運搬し、速やかに試験を行う。
- f サンプリングチューブは、試験に供するまで温度変化の少ない場所で保管する。
- g サンプリング結果は、土質工学会のデータシート（サンプリングの記録）の様式で記録し報告する。
- h シンウォールチューブは、新品とする。

4. 2 シンウォールサン プラーによる不攪 乱試料の採取

- a シンウォールサンプラーの種類は、固定ピストン式サンプラーとする。
- b 試料採取方法は、土質工学会基準（案）（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる乱さない試料の採取方法）による。
- c サンプリングチューブの長さは、試験に供する試験体数に応じて十分な長さのものを使用する。
- d サンプラーは回転せず、一定速度をもって途中停止することなく圧入し、ねじり又は打撃によって地盤を攪乱する恐れのあることは一切行ってはならない。

4. 3 デニソン型サン プラーによる不攪 乱試料の採取

- a 内管は、突出し長さ0～10cmの範囲で調整できるものとする。
- b サンプリングチューブは、4. 2のシンウォールチューブと同じ物とする。
- c 内管の先行長さは、粘性土の硬軟に応じた長さを保持する。
- d サンプラーを孔底に降下する場合、泥水中のスライムが内管と外管の間に侵入し、内管が共回りをする事があるので、この場合は、適当なシールをもってスライムの侵入を防ぐ。
- e サンプラーは、一定速度をもって途中停止することなく圧入

し、圧入長さはサンプリングチューブの有効長さを越えてはならない。

- f 圧入に当たっては、ねじりによって地盤を攪乱しないように注意する。

5 章 載 荷 試 験

5. 1 ボーリング孔内 横方向載荷試験

- a 試験機の型式は、プレシオメーター、LLTのうち監督員の承認を得たものを使用する。
- b ボーリング孔及び試験深度
- ・測定用ボーリング孔は、孔壁を乱さないよう、かつ、滑らかな壁面に仕上げる。
 - ・試験深度は特記による。ただし、指定された深度の地層中に試験に影響を及ぼすような障害物が存在する場合、又ボーリング結果より土質が変化している場合は、監督員に連絡し指示を受ける。
- c 試験の実施
- ・ボーリングから測定までの時間は、原則として24時間以内に実施する。
 - ・孔内測定に先立ち、試験機器の補正用（圧力補正、体積補正）の測定を行う。
 - ・加圧は、段階荷重とし、孔壁に加わる圧力が0.1kg/cm²程度又は予想最大圧力の1/20程度の圧力を、段階的に加圧する。
 - ・各荷重段階で、圧力を2分間一定に保ち、この間に生じる変形量を加圧の瞬間から、15秒、30秒、1分、2分について測定する。
 - ・加圧は、上記により順次圧力を上昇させ、2分間に生じる変形が著しく進行する状態（破壊圧）まで実施する。
- d 測定結果の整理
- ・測定した圧力と、変形、補正值及び補正後の圧力と変形の値は、データシートに記入する。
 - ・補正後の圧力と変形から、圧力-変形曲線、圧力-クリープ曲線を記入する。
 - ・解析は、K値、変形係数、静止土圧、降伏圧、破壊圧等について求める。
 - ・試験結果には、上記の他試験機の種類、測定深度、土質、N値、土質試験結果等も記入する。

6 章 土 質 試 験

6. 1 試料の調整

- a 物理試験用試料の調整は、JIS A 1201による。
- b 力学試験用試料の調整
- ・乱れ、含水量の変化がないよう取り扱う。
 - ・搬入試料に乱れがある場合、又試料不良の場合は、再度試料

を採取して試験を行う。

6. 2
試験方法

a 試験方法は、6. 2. 1表、6. 2. 2表による。

6. 2. 1表

区分	試験項目	試験方法
物理試験	土粒子の密度試験	J I S A 1 2 0 2 (土粒子の比重試験)
	土の含水比試験	J I S A 1 2 0 3 (土の含水試験方法)
	土の粒度試験	J I S A 1 2 0 4 (土の粘土試験方法)
	土の液性限界試験	J I S A 1 2 0 5 (土の液性限界試験)
	土の塑性限界試験	J I S A 1 2 0 5 (土の塑性限界試験)

* 砂質土の場合は不要。

6. 2. 2表

区分	試験項目	試験方法
力学試験	一軸圧縮試験	J I S A 1 2 1 6 (土の一軸圧縮試験方法)
	圧密試験	J I S A 1 2 1 7 (土の圧密試験方法)
	透水試験	J I S A 1 2 1 8 (土の透水試験方法) 特記による
	三軸圧縮試験 (直接せん断試験)	土質工学会「土質試験法」 による
	特記による	

b 土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。

7 章 報 告

7. 1
提出物

- a 地質調査報告書 2 部
- b 土質標本 (木箱入) 1 部
- c 尼崎市指定用紙に準じた柱状図及び配置図 1 部
(2次原図)

7. 2
報告書の形式・
内容

- a 報告書の大きさはA4版とする。
- b 報告書の表紙及び図面には、調査名、調査年月日、依頼主、業者名を明記する。報告書の背にも調査名を明記する。
- c 調査概要には次の事項を記す。

- ・調査内容
- ・調査機器
- ・調査地の地形、地質的概要
- ・既応の調査からみた調査地付近の概要

d 調査結果の整理

- ・土質柱状図

柱状図には、基準点との高低関係、地下水位（孔内水位）の他ボーリング及び標準貫入試験の結果を、土質工学会データシートの様式に準じてまとめる。土質分類記号は、7.3（土質分類記号）による。

- ・推定地層断面図

断面の方向については、監督員と協議して決める。なお、断面図には標準貫入試験結果も併記する。地層分類は、日本統一土質分類法による。

- ・土質試験結果

土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。

- ・調査結果の考察

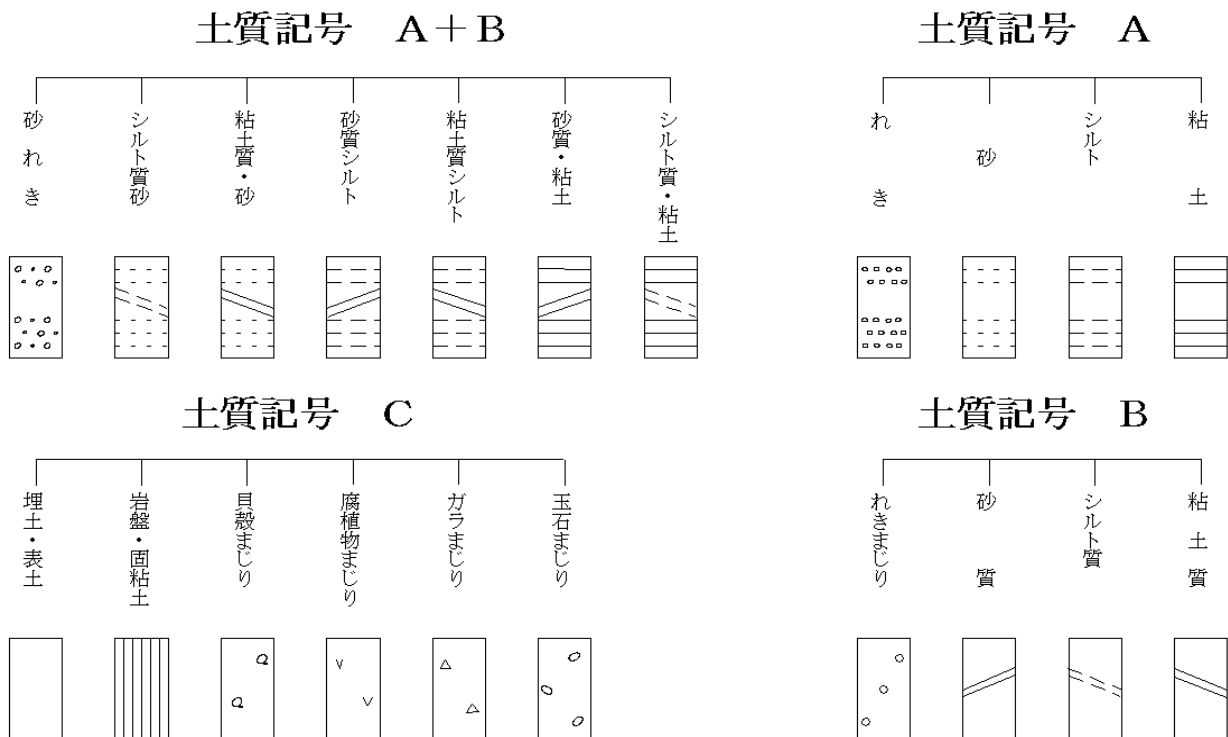
調査結果に基づき、調査地の地質的考察及び構造物の設計、施工上の所見を記入する。

- ・現場写真（カラー）

着手前の調査場所及び付近の状況、並びに調査状況・残尺・検尺を撮影し整理する。

7.3
土質分類記号

- a 土質分類記号は、7.3.1図による。
7.3.1図



休日夜間急病診療所新築工事設計業務委託
試験一覧

標準貫入試験 No.1 深度 20.0m(室内土質試験・原位置試験)
 No.2 深度 20.0m(室内土質試験)

室内土質試験一覧

No.1、No.2室内土質試験一覧

室内試験一覧	記号 深度	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7	D8
	3	5	6.5	10	13	14	17	19	
土粒子の密度試験	○	○	○	○	○	○	○	○	
土の含水比試験	○	○	○	○	○	○	○	○	
土の粒度試験	○	○	○	○	○	○	○	○	
土の液性限界試験	○		○	○	○			○	
土の塑性限界試験	○		○	○	○			○	
一軸圧縮試験						※○			
三軸圧縮試験						※○			
圧密試験						※○			

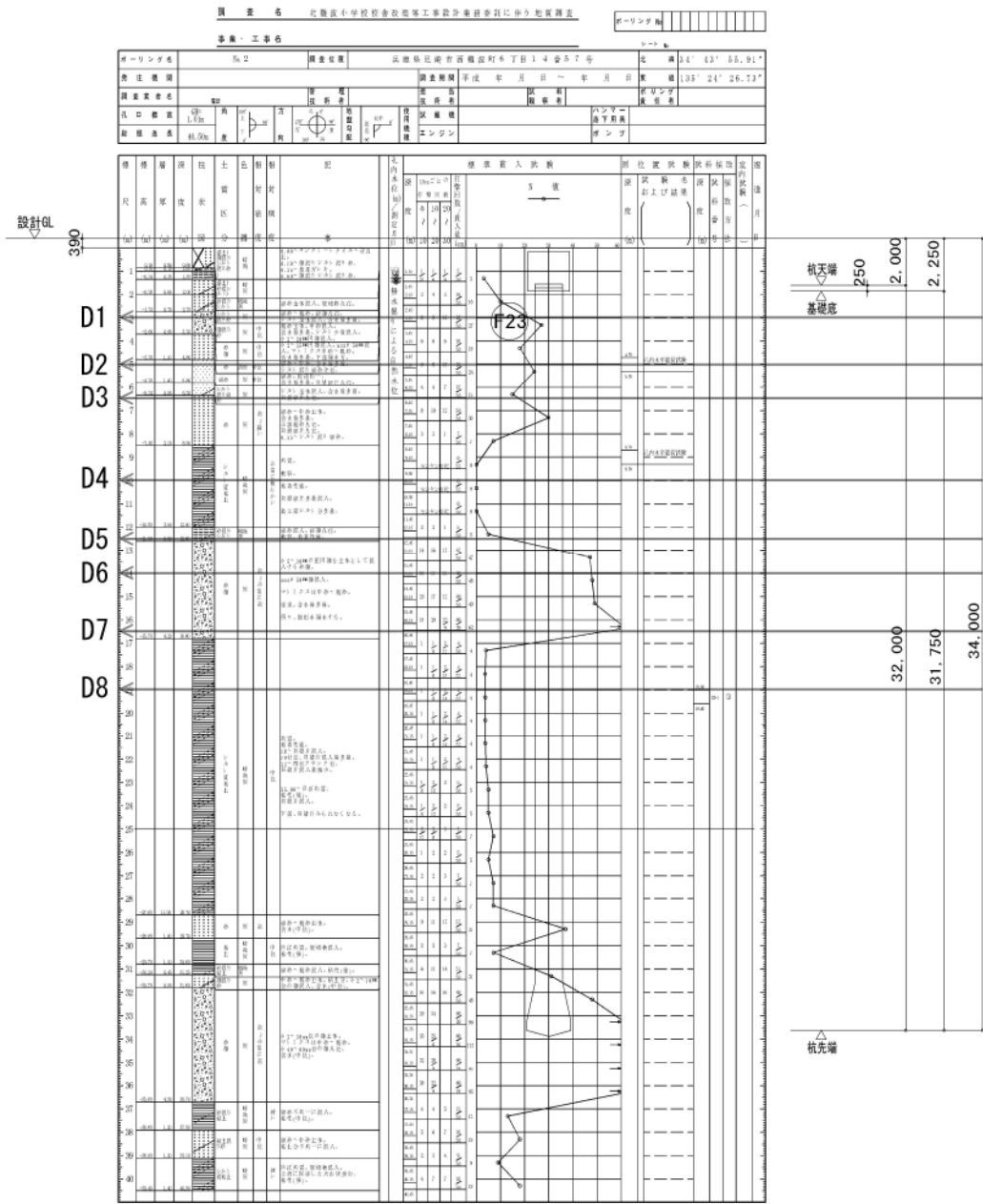
※○はNo.1に適用

原位置試験

ボーリング孔内載荷試験 1箇所
現場透水試験 1箇所

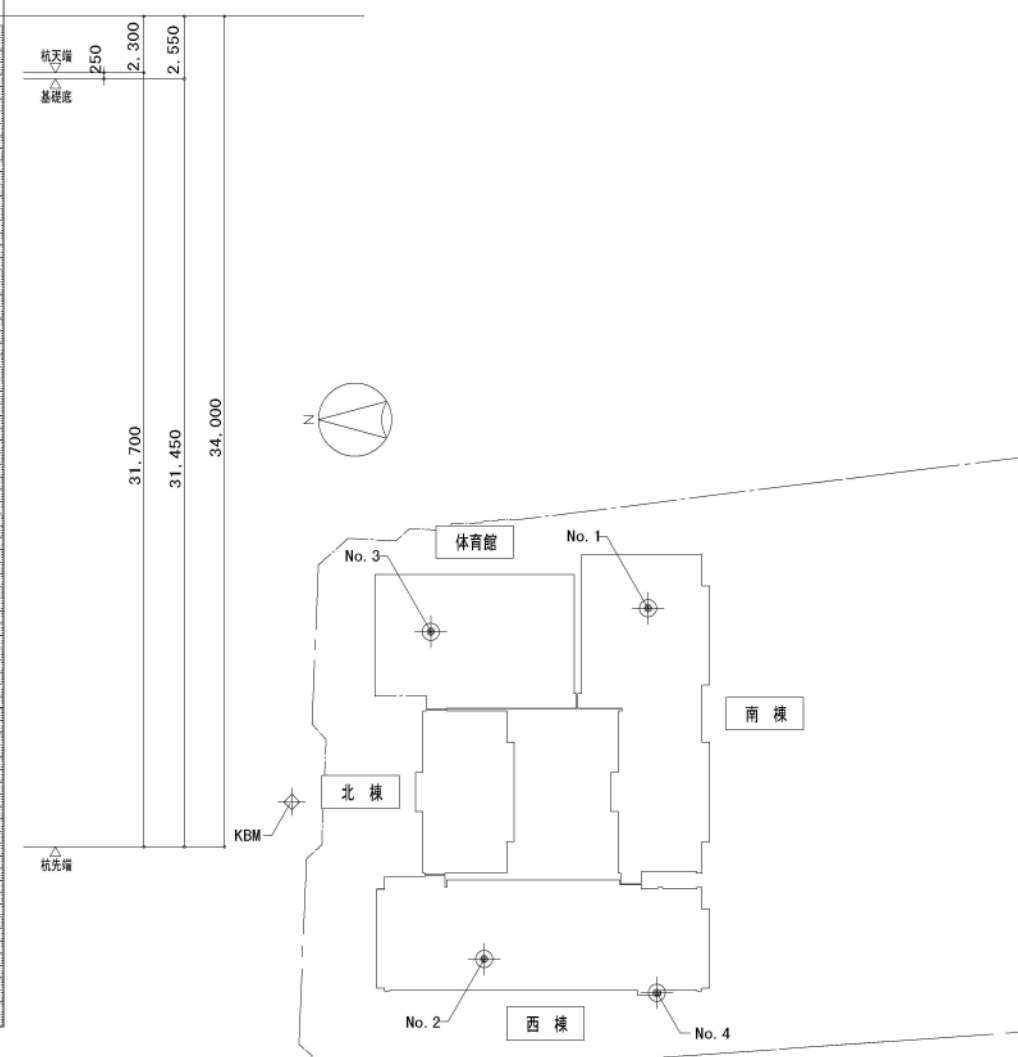
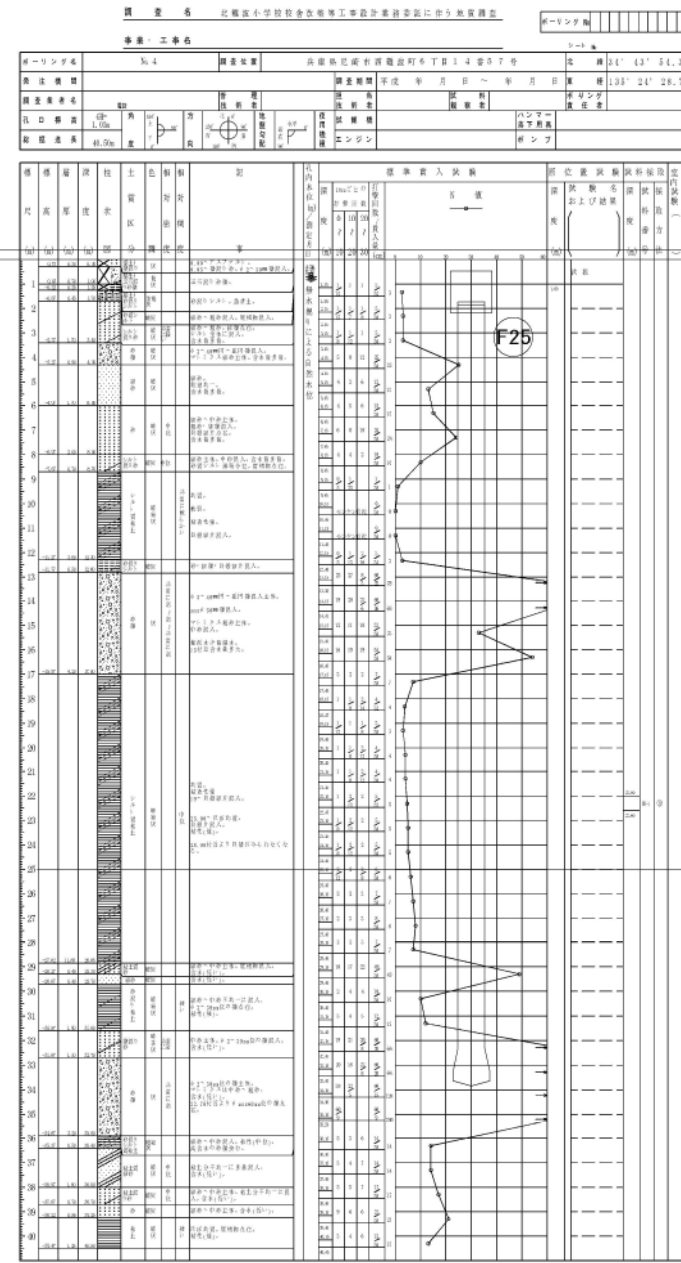
No. 2

ボーリング柱状図



No. 4

ボーリング柱状図



地質調査位置図

特記なき限り下記による
 ・印はKBM (≒1.37m) を示す
 ・設計GL=KBM+0.03m=1.40m
 ・印は地質調査位置 (No.1~4ヶ所) を示す